

1. 水道事業が置かれている現状

1-1. 水道事業を取り巻く現状

我が国の水道は、明治20年に近代水道が横浜において給水を開始して以来、120年間に亘り、安全で安心できる生活を支える水道整備を推進し、普及率も平成17年度末には97.2%と、世界に冠たる水道となっている。

しかし、緩やかに日本の経済が回復に向かっているとはいえ、日本の総人口が2050年には現在より約25%減少するとも言われている(図1)。さらには、水道使用者の節水意識の向上などから今後も水道料金収入の伸び悩みが懸念される場所である。

各水道事業者は厳しい経営環境の下多くの課題を抱えており、昭和30年代から40年代にかけて整備された水道施設の更新・再構築事業の財源確保や通称「2007年問題」といわれる団塊の世代が一斉に退職することに伴う水道技術の継承方法など、克服していかなければならない諸問題が山積している。

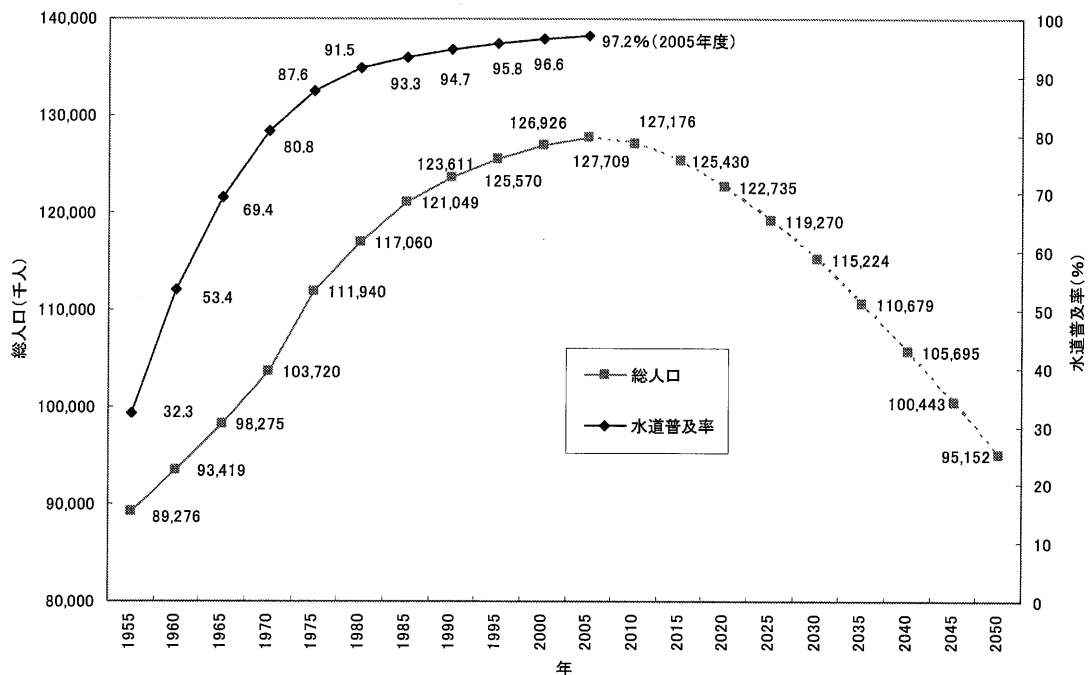


図1 日本の総人口と水道普及率

(出典：水道統計、国立社会保障・人口問題研究所資料より作成)

近年、国においては、平成13年の小泉内閣発足以来、「民間にできることは民間で」の方針の下、「簡素で効率的な政府」を目指し、平成18年6月には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を公布した。

そして、厚生労働省からは、水道事業を取り巻く様々な課題に対応するため、平成16年に「水道ビジョン」が公表され、将来に向けて持続可能な水道事業の確立を目指している。

この「水道ビジョン」の中では、新たな概念の広域化の推進や最適な運営形態の選択及

び水道にふさわしい多様な連携の構築などについての検討が示されている。最適な運営形態を検討する際、民間活用が一つのツールとして考えられている。

現在、殆どの水道事業者はコスト削減や技術者の確保などの観点から何らかの業務委託を行っており（表1）、さらに平成14年に施行された水道法第24条の3による技術上の責任を含めて委託する「第三者委託」も79事例（平成18年度厚生労働省全国水道関係担当者会議資料より）が報告されている。

これらのことから、最適な建設工事等請負契約方法を検討するとともに、業務委託における最適な調達方法の構築が急務となっている。

表1 水道事業における業務委託実施状況（平成18年2月現在）

（単位：事業者数（％））

区 分	定型的あるいは民間の専門的知識・技術が必要なもの			浄水施設の運転管理などの中核的業務	
	水質試験・検査業務	電気設備の点検・保守業務	メーター検針業務	浄水施設の運転管理	水圧等の調整業務
実施済み	860(96.5)	831(92.1)	908(97.0)	365(48.7)	154(22.5)
未実施	31(3.5)	71(7.9)	28(3.0)	384(51.3)	529(77.5)
合 計	891(100.0)	902(100.0)	936(100.0)	749(100.0)	683(100.0)

※本会正会員（水道用水供給事業、上水道事業（一部簡易水道含む））に対する調査結果

※当該事業を実施している事業者のみを有効回答とし、表を作成した

（出典：水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書より作成－日本水道協会）

1-2. 調達制度を取り巻く現状

水道事業者は、将来に向けて持続可能な水道事業を確立していかなければならない中、多くの課題を抱えており、その一つが調達に係わる課題である。

近年、公共工事については、官製談合事件も含め多くの入札談合事件の摘発が相次ぎ、国民の信頼が著しく損なわれ、談合の排除とこれまで以上の透明性の確保が求められている。

さらに、談合問題以外においても、一般競争入札では、著しい低価格入札による不良工事の誘発や安全・環境対策の不徹底などが懸念されている。一方、指名競争入札では、本小委員会が給水人口3万人以下から地域性を考慮して抽出した195水道事業者に対し実施したアンケート調査結果（以下「本小委員会アンケート調査結果」という。）などからも見られるように、緊急時対応や地元業者育成の観点から、多くの小規模水道事業者が採用しているが、逆に落札率の高止まり傾向が見て取れる（表2、表3、表4）。

表2 平成17年度建設工事等請負契約件数

(単位:契約件数(%))

区 分	配管工事		配管工事以外の建設工事		建設業務委託	
	契約件数	総契約件数に対する割合(%)	契約件数	総契約件数に対する割合(%)	契約件数	総契約件数に対する割合(%)
総 契 約 件 数	1,158	100.0	425	100.0	246	100.0
一般競争入札	21	1.8	5	1.2	0	0.0
(総合評価方式)	0	0.0	1	0.0	0	0.0
指名競争入札	1,022	88.3	350	82.4	186	75.6
随意契約	115	9.9	70	16.5	60	24.4

※端数調整のため、内訳の計と合計値は一致しない場合がある

※本会正会員(給水人口3万人以下から地域性を考慮して抽出した195水道事業者)に対する調査結果

※総合評価方式は一般競争入札の内数

表3 平成17年度平均落札率

(有効回答数113事業者)

区 分	95%以上	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
事 業 体 数	53(46.9)	50(44.2)	8(7.1)	2(1.8)	0(0.0)

※本会正会員(給水人口3万人以下から地域性を考慮して抽出した195水道事業者)に対する調査結果

※()内は該当事業体数の割合(%)

表4 平成16年度と比較した平成17年度平均落札率の傾向

(有効回答数110事業者)

区 分	5ポイント以上 低下	2ポイント以上 5ポイント未満 低下	±2ポイント未満	2ポイント以上 上昇
事 業 体 数	2(1.8)	12(10.9)	91(82.7)	5(4.5)

※端数調整のため、内訳の計と合計値は一致しない場合がある

※本会正会員(給水人口3万人以下から地域性を考慮して抽出した195水道事業者)に対する調査結果

※()内は該当事業体数の割合(%)

これら課題に対応するため、国では、入札談合の排除の徹底や各入札・契約方法の適正化を促進するため、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)」を施行し、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底などが明示された。

さらに、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」を施行し、その目的は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めるこ

とにより、公共工事の品質確保の促進を図ることなどが明示された。

なお、品確法では、次の3点が基本理念とされている。

- ① 価格以外の多様な要素への考慮、工事の効率性・安全性・環境影響等への配慮
- ② 入札談合等の不正行為の排除及び適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札・契約適正化
- ③ 民間業者の積極的な技術提案及び創意工夫の活用

また、全国知事会が平成18年12月に、官製談合防止のための意識改革を図り、制度全般にわたる抜本的改革に向けた「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」を取りまとめている。

このように、調達制度を取り巻く環境は大きく変化している。今後、水道界全体として、さらなる透明性を確保しつつ、水道使用者の理解を得ながら、将来に向けて安全で安定した水道水を供給し続けるための仕組みを構築していく必要がある。

表5 最近の調達制度に関する制度等の動き

年 月 日	制 度 等
平成 7年 1月	「WTO政府調達協定」発効(日本は同年12月締結)
平成11年 9月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」施行
平成13年 2月	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行
平成13年 3月	「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」閣議決定
平成17年 4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行
平成17年 9月	「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」公表
平成18年 2月	「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議が取りまとめ
平成18年 7月	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」施行
平成18年12月	「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」を全国知事会が取りまとめ
平成19年 2月	「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」を地方公共団体の入札契約適正化連絡会議が取りまとめ
平成19年 3月	「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律」施行